

(様式0)

1. 都市公園整備状況

(2025 年 3 月末時点)

都市公園の数	都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
107	137.76 ha	10.63 m ²

※管理施設以外の都市公園等を含む(新町緑地)

2. 計画期間(西暦) [2025 年度～ 2034 年度 (10 箇年)]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
87	3	1	0	1	0	0	0	0	0	10	2	104

②選定理由

計画対象公園は「都市公園法第2条に基づく都市公園(公園又は緑地)」のうち、青梅市公園条例で定める公園(新町緑地、青梅市交通公園、物見塚公園、馬場崎公園を除く)および、梅の公園とする。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
1	21	845	390	2	0	183

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
1,727	0	0	3,169

②これまでの維持管理状況

これまで市が管理する公園施設(建築物、遊戯施設、公園施設等)を対象に、市職員および委託業者による維持保全(清掃、保守、修繕)と日常点検を行っている。遊戯施設は、これらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」および社団法人日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008」にもとづき、毎年1回の定期点検を実施している。この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから修繕、補修および更新を行っている。

備考) 経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築、更新に係るコストの縮減や平準化を図るため、市が管理する都市公園等104箇所を対象に、本計画を策定した。
また、計画対象施設として、遊戯施設は破損状況によって重大な事故を引き起こす可能性があることから、定期的な安全点検や、計画的な補修、更新等を行う必要があるのですべての施設を選定した。その他の施設については日除棚や藤棚など、構造の大きな施設で破損により事故を引き起こす可能性が高いものを選定した。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

対象施設は、全ての遊具および、長寿命化対策によるライフサイクルコストの縮減額が見込まれる、予防保全型管理に類型した施設（国交省の公園施設長寿命化計画策定指針で示された、一定規模以上の建築物・園路等）とした。

点検調査は、2022年度～2024年度に実施した。

1. 一般施設、土木構造物、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

① 点検調査委託期間：令和4年4月1日から令和4年7月31日まで

② 点検調査実施期間：令和4年5月9日から令和4年6月14日まで

2. 遊具

J P F A（社団法人日本公園施設業協会）の「遊具の安全に関する基準 J P F A－S：2014」の定期点検にもとづき劣化診断と規準診断を行った。

① 点検調査委託期間：令和6年4月1日から令和6年8月2日まで

② 点検調査実施期間：令和6年4月18日から令和6年6月17日まで

（施設）

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設（56）	8	30	18	0	
c. 土木構造物（1）	0	0	1	0	
d. 建築物（22）	3	13	5	1	管理事務所、便所
b. 遊具（390）	20	247	121	2	

※健全度判定Dの施設については、令和6年度中に修繕を実施済み。

備考）点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的状況）を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。
考慮すべき事項は、「遊具」及び「使用見込期間に対する経過年数の割合」が9割を超える施設は「指標考慮」を「高」その他の施設は「低」として設定した。

	(施設)		
	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (56)	14	4	38
c. 土木構造物 (1)	0	1	0
d. 建築物 (22)	2	4	16
b. 遊具 (390)	123	0	267

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

①維持・保全に関する体制

- ・市職員による、設計および積算、工事の発注・監督等
- ・市職員および委託業者による、公園巡回による日常点検・緊急対応他
- ・施設管理委託による、清掃・保守・修繕の実施

②点検方法等の基本的な方針

- ・日常点検は、「利用者の安全確保」、「機能の保持、施設の維持・保全」の視点で、主に目視により施設の異常の有無を確認する。
- ・定期点検は、目視、触診、聴診、打診、振動診断及び検測により構造部材や消耗部材について、より入念な点検を行い劣化状況の判定を行う。
- ・点検により異常が確認された場合は、必要に応じて使用禁止の措置を行ったうえで、修繕方法等について検討し、適切な対策を講じることとする。

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 管理類型の分類

- ・ 本計画の中では、対象となる公園施設を、予防保全型（長寿命化対策によるライフサイクルコストの縮減額が見込まれる施設）、事後保全型（長寿命化対策によるライフサイクルコストの縮減額が見込まれない施設）に分類する。
- ・ 予防保全型に類型した施設については、劣化や損傷を未然に防止しながら長持ちさせる管理を行い、事後保全型に類型した施設については、日常的な維持管理や点検を行い、機能しなくなった段階で取り換える管理を行うこととする。
- ・ 遊具については、安全確保に必要となる措置を最優先とした予防保全型管理を行うものとする。

2. 予防保全型に類型した施設

a. 一般施設、c. 土木構造物

- ・ 健全度がB時点のうちに、適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・ 毎年定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを検討する。

b. 遊具

- ・ 日常点検および年1回実施する定期点検により施設の劣化および損傷を把握する。
- ・ 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・ 定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d. 建築物

- ・ 建築基準法で定める定期報告制度の対象となる建築物は、法に定められた頻度で定期点検を実施し、健全度調査として活用する。
- ・ 日常的な巡回点検等において施設の不具合、劣化・破損等が見つかった時点で適切な補修を行い、施設の更新が必要とされた時点で施設の更新を行う。

3. 事後保全型に類型した施設

- ・ 健全度調査による判定を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

4. 植栽の扱い

本市における「植栽」の扱いは、別途、年次計画を定めて剪定等を実施していることから、本計画の対象外としている。しかし、現状としては、財政上の制約等から、植物管理が十分に行きとどかない都市公園も多く、樹木の生育環境の悪化による景観の質の低下、生育不良による倒木などの危険、病害虫の発生や、樹林が鬱蒼となることによる防犯面での安全性低下などの問題が顕著化している。このため、今後は、定期的に現行年次計画を見直し、変化する状況に対応できるよう努める。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	465,589 千円
②事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	59,810 千円
③概算費用合計（10年間）【①＋②】	525,399 千円
④単年度あたりの概算費用【③/10】	52,540 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

本計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は78,610千円である。

※公園橋りょう長寿命化計画での実施効果を除く。
備考）ライフサイクルコストの縮減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2029 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

- ・ 次回以降の健全度調査の結果が、本計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、最新の点検結果等を踏まえて本計画の見直しをしたい。
- ・ 公園の利用状況を考慮しつつ、今後、施設等の規模縮小や集約化に向けた検討を実施する。